

大阪府がん診療拠点病院の見直しについて (これまでの議論)

令和4年度大阪府がん対策推進委員会 第5回がん診療連携検討部会 (R5.3.7)

・肺がんの特殊性 (※) に配慮しつつ、緩和ケア・相談支援の一層の充実を図るため、府の関与を一定残す (何らかの形で府の指定を継続する) という観点から、5大がんのうち特定のがん種 (肺がん) については、放射線治療以外でも「他の医療機関との連携」を認め、手術、放射線治療、薬物療法のいずれかを自院で提供する場合は、集学的治療を提供できる体制を有するものとみなす。

・上記に記載の肺がんの特殊性に配慮しつつ、それを含め5大がんの集学的治療を提供できる体制を有する病院を拠点病院とする。

・拠点病院の指定からはずれた病院については、別途、**新たな指定区分**を設ける。

(※) 肺がんの特殊性・・・治療の特色 (ステージ3以降は手術ができないことが多く、薬物療法、放射線治療のみで治療を行う場合あり)
地域等の特色 (府内には3つの肺がんの府拠点病院があり、地域で連携して集学的治療を提供している実情あり)
医師確保上の課題 (肺がんを診療できる医師が少ないため、医師が確保しにくい面がある)

令和5年度大阪府がん対策推進委員会 第1回がん診療連携検討部会 (R5.7.5)

令和5年度大阪府がん対策推進委員会 第1回がん診療連携検討部会にて、以下の項目について審議。

- ・国拠点病院の指定要件改正に伴う、府拠点病院の指定要件の変更
- ・新区分の名称について

意見の相違があったため、
継続審議

令和5年度大阪府がん対策推進委員会 第2回がん診療連携検討部会 (書面開催) (R5.8.2~8.10)

結果 (スライド2・3参照)

(5) 府指定病院の新区分等の検討について (成人)

令和5年度大阪府がん対策推進委員会 第2回がん診療連携検討部会 (書面開催) (R5.8.2~8.10)

【論点①】

5がんの集学的治療ができる病院の名称を、現行と同様に「大阪府がん診療拠点病院」とするか、あるいは、別の名称とするか。

【審議結果】

| 名称 | 回答人数 |
|----------------------|------|
| 大阪府がん診療 <u>拠点</u> 病院 | 9名 |
| 大阪府がん診療 <u>重点</u> 病院 | 1名 |

<対応案>

・論点①については、がん診療拠点病院という呼称が定着しているため、「大阪府がん診療拠点病院」とする。

(5) 府指定病院の新区分等の検討について（成人）

令和5年度大阪府がん対策推進委員会 第2回がん診療連携検討部会（書面開催）（R5.8.2~8.10）

【論点②】

4がんの治療を提供できる病院の指定名称を新たな指定区分として「がん診療連携病院」とするか、あるいは、「がん診療推進病院」とするか。

【審議結果】

| 名称 | 回答人数 |
|----------------------|------|
| 大阪府がん診療 連携 病院 | 2名 |
| 大阪府がん診療 推進 病院 | 2名 |
| 大阪府がん診療 協力 病院 | 2名 |
| 準 大阪府がん診療病院 | 1名 |
| がん診療拠点病院 | 1名 |
| その他（新区分を設けることに反対） | 2名 |

<対応案>

・論点②については、本制度の「5がん対応病院」「4がん対応病院」の関係性は、他の拠点病院制度における「拠点病院」「連携病院」の関係性とは異なるとともに、当該病院ががん診療体制を推し進めている現状を踏まえ、「大阪府がん診療**推進**病院」とする。